

28年度市民公益活動事業補助金

交付事業が決定

28年度市民公益活動事業補助金の交付事業が決定しました。市では、NPO法人や5人以上の市民ボランティア団体による優れた公益活動事業に対し、市民公益活動補助金を交付して...

28年度市民公益活動事業補助金交付事業

Table with 2 columns: 団体名 (Organization Name) and 事業名 (Project Name). Lists various NPOs and their funded activities such as childcare support, dementia care, and community events.

「コミュニティビジネス」セミナー
地域の人材や知識などの資源を活かし、雇用や空き店舗の問題など、地域の身近な課題解決にビジネス手法を取り入れる「コミュニティビジネス」を学びます。
日時: 2月15日(月) 午後7時~8時30分
場所: 市民公益活動支援センター(市民プラザ3階)
内容: コミュニティビジネスの必要性や、子育て・教育・福祉分野での取り組み事例などを紹介
講師: 高見理恵・認定NPO法人代表人 阪NPOセンター

税金

28年度(27年中所得)市・府民税の申告

28年度(27年中所得)市・府民税の申告
2月16日(火)~3月15日(火)
※時間は午前9時~正午、午後1時~5時
※土・日曜日、祝日を除く
※2月21日(日)は午前10時~正午、午後1時~3時に開設
※3月3日(水)~4日(木)は午前9時30分~正午、午後1時~4時に開設
※個別の申告期間にご協力を
混雑を緩和するため、申告期間は指定していただきます。指定期間は申告書封筒に記載していただきます。申告の際には事前に申告書に住所、氏名、電話番号、扶養親族などの記入をお願いします。
※記入内容など詳しくは申告書同封の「市民税・府民税の申告のご案内」を参照
市役所では、所得税及び復興特別所得税の確定申告書(税務署方)の手続きはできません。門真税務署の申告会場で手続きしてください。
※作成済みの確定申告書は市役所で受け取り可
申告・問合せ
〒571-8585
〒06(6902)58998
「門真市役所」課税課

市・府民税の申告が必要な人

Table with 2 columns: 職業など (Occupation) and 必要な物 (Required Documents). Lists professions like self-employed, construction workers, and those with income, and lists documents like confirmation letters, tax returns, and insurance certificates.

手続きが簡単 市税のペイジー口座振替

納税課窓口では、簡単に口座振替手続きができるペイジー口座振替受付サービスを行っています。
※一部利用できない金融機関あり。詳しくは問い合わせ
申込・問合せ 納税課
〒06(6902)59995

日曜納付相談

2月28日(日)
午前10時~午後3時
納税課
(市役所別館2階)
※証明書発行などは不可
問合せ 納税課
〒06(6902)59995

保険

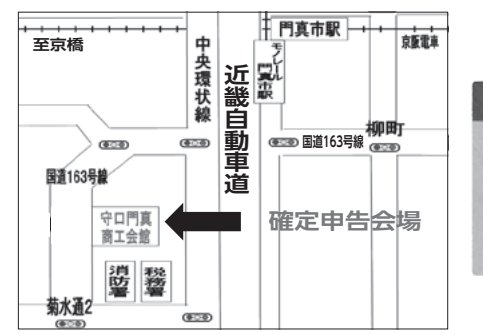
国民健康保険料第9期・後期高齢者医療保険料第8期の普通徴収の納付期限は2月29日(月)です。期限内に納めてください。
2月の日曜納付相談日
2月28日(日)
午前10時~午後3時
納税課
(市役所別館1階)
〒06(6902)59994

確定申告は3月15日(火)までに 手続きはお早めに

27年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談・申告書の提出期間は、2月16日(火)~3月15日(火)です。
なお、27年分の消費税・地方消費税の申告期限は、3月31日(木)までです。
◆国税庁ホームページの活用を
国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp)では、申告書青色決算書、収支内訳書などの様式・手引書などがダウンロードできます。
また、「確定申告書等作成コーナー」では、申告書などが作成できます。作成した申告書は、郵送などで提出できます。
※e-Taxで提出する場合は、

確定申告には社会保険料控除証明書の添付を
国民年金保険料は、全額が所得税や住民税の社会保険料控除の対象となります。確定申告の際には、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の添付が必要です。
控除証明書は、昨年の11月上旬に日本年金機構から送付されています。
社会保険料控除対象は、27年1月1日~27年12月31日に納付した国民年金保険料です。なお、年の途中から国民年金に加入した場合などで、27年10月1日以降に初めて保険料を納付した人には、2月上旬に証明書が送付されます。
国民年金は20歳から保険料を納めましょう
国民年金は、20歳~60歳の人加入し、保険料を納める制度です。老齢年金のほか、病気や事故で障がいが残った場合の障害年金や、加入者が死亡した場合の遺族が受け取る遺族年金があります。必ず加入し、保険料を納めましょう。
休国民年金相談
退職した場合などに必要な年金の手続きや、免除申請などを受け付けます。
2月28日(日)
午前10時~午後3時
市民課
(市役所別館1階)
〒06(6902)30031
必要物 年金手帳、印鑑
※退職した人は雇用保険被保険者離職票など(写し可)
※同世帯の代理人が申請する場合は、代理人の身分証明書
問合せ
市民課
〒06(6902)60005

確定申告は3月15日(火)までに 手続きはお早めに
27年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談・申告書の提出期間は、2月16日(火)~3月15日(火)です。
なお、27年分の消費税・地方消費税の申告期限は、3月31日(木)までです。
◆国税庁ホームページの活用を
国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp)では、申告書青色決算書、収支内訳書などの様式・手引書などがダウンロードできます。
また、「確定申告書等作成コーナー」では、申告書などが作成できます。作成した申告書は、郵送などで提出できます。
※e-Taxで提出する場合は、



※会場での納税は不可
※車の来場は不可
問合せ 門真税務署
〒06(6909)0181